

# 四日市港管理組合公報

号 外

平成24年3月30日

金 曜 日

## 目 次

### 訓 令

- 四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 (経営企画課) 1

## 訓 令

四日市港管理組合訓令第5号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令（昭和56年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第11条第11号」を「第11条第12号」に改める。

第11号様式の2中「所属、担当の名称」を「所属名」に改める。

第13号様式中「所属の名称」を「所属名」に、「4時間」を「4時間等」に改める。

第14号様式中「所属の名称」を「所属名」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成24年3月30日発行 四日市市霞2丁目1番地の1 (電話 代表 (366) 7006) 四 日 市 港 管 理 組 合</p>